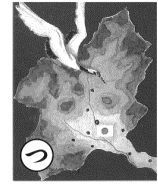




県紋章

# 群馬県報



つる舞う形の群馬県/上毛かるた

令和5年12月26日(火) 第10162号

## 目次

	ページ
<b>規 則</b>	
○群馬県財務規則の一部を改正する規則(会計管理課)	3
<b>告 示</b>	
○道路の区域変更(道路管理課)	4
○同	4
○同	4
○同	5
○同	5
○道路の供用開始(同)	5
○道路の区域変更(同)	6
○道路の供用開始(同)	6
○同	6
○同	7
○同	7
○市街地再開発事業の施行認可(住宅政策課)	7
○出納員に対する会計管理者の権限に属する事務の委任の告示の一部改正(会計管理課)	8
○分任出納員に対する出納員の事務の委任の告示の一部改正(同)	8
<b>訓 令</b>	
○群馬県処務規程の一部を改正する訓令(人事課)	10
<b>公 告</b>	
○指定管理者の指定(自然環境課)	11
○指定管理者の指定の期間の変更(林政課)	11
○指定管理者の指定(同)	11
○同	12
○同	12
○同	12
○同	13
○土地改良区役員の退任の届出(農村整備課)	13
○指定管理者の指定(都市整備課)	14
<b>選挙管理委員会告示</b>	
○政治団体の名称等	14
○政治団体の異動事項	15
○政治団体の解散届出	15
○資金管理団体の名称等	15
○資金管理団体の指定の取消し等	16
○選挙権を有する者の総数の50分の1の数等	16

## 監査委員公告

○監査結果の公表	17
○同	18

■ 規則

群馬県財務規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
令和五年十二月二十六日

群馬県知事 山本 一 太

群馬県規則第七十四号

群馬県財務規則の一部を改正する規則

群馬県財務規則(平成三年群馬県規則第十八号)の一部を次のように改正する。  
第百十四条中第九号を第十号とし、第八号の次に次の一号を加える。

九 森林環境税及び森林環境税に係る徴収金  
別表第二地域機関等の項中

行政県税事務所

次長、収納係長又は収納第一係長

を

行政県税事務所

次長(経理を担当する次長をいう。)、  
収納係長又は収納第一係長

に改める。

附 則

この規則は、令和六年一月一日から施行する。

**■ 告 示**

◎群馬県告示第311号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、その関係図面は、告示の日から1月間、群馬県県土整備部道路管理課及び群馬県伊勢崎土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和5年12月26日

群馬県知事 山本 一 太

道路の種類	路線名	区 間	変更の前後別	敷地の幅員 メートル	延 長 メートル
県道	伊勢崎深谷線	伊勢崎市境東347番地先から同市同361番地先まで	前	19.0	26.3
			後	19.0～22.8	26.3

◎群馬県告示第312号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、その関係図面は、告示の日から1月間、群馬県県土整備部道路管理課及び群馬県高崎土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和5年12月26日

群馬県知事 山本 一 太

道路の種類	路線名	区 間	変更の前後別	敷地の幅員 メートル	延 長 メートル
県道	寺尾藤岡線	高崎市根小屋町字鹿島823番の1地内	前	35.8～36.1	7.8
			後	35.8～71.4	7.8

◎群馬県告示第313号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、その関係図面は、告示の日から1月間、群馬県県土整備部道路管理課及び群馬県太田土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和5年12月26日

群馬県知事 山本 一 太

道路の種類	路線名	区 間	変更の前後別	敷地の幅員 メートル	延 長 メートル
県道	足利伊勢崎線	太田市上強戸町1475番の1地先から同市吉沢町2058番の1地先まで	前	—	—
			後	13.1～30.1	46.5

		太田市吉沢町2054番の4地先から同市上強戸町1492番地先まで	前	—	—
			後	5.0~11.5	125.0

◎群馬県告示第314号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、その関係図面は、告示の日から1月間、群馬県県土整備部道路管理課及び群馬県中之条土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和5年12月26日

群馬県知事 山本 一 太

道路の種類	路線名	区 間	変更の前後別	敷地の幅員メートル	延長メートル
県道	植栗伊勢線	吾妻郡中之条町大字伊勢町字上原654番の5地先から同郡同町大字同字同675番の1地先まで	前	6.1~20.0	517.3
			後	15.1~29.4	517.3

◎群馬県告示第315号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、その関係図面は、告示の日から1月間、群馬県県土整備部道路管理課及び群馬県沼田土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和5年12月26日

群馬県知事 山本 一 太

道路の種類	路線名	区 間	変更の前後別	敷地の幅員メートル	延長メートル
県道	沼田赤城線	利根郡昭和村大字貝野瀬字堀ノ内268番の1地先から同郡同村大字同字宮原1119番の1地先まで	前	6.6~11.5	418.3
			後	9.7~16.0	419.7

◎群馬県告示第316号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、その関係図面は、告示の日から1月間、群馬県県土整備部道路管理課及び群馬県沼田土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和5年12月26日

群馬県知事 山本 一 太

道路の種類	路線名	区 間	供用開始の期日
県道	沼田赤城線	利根郡昭和村大字貝野瀬字堀ノ内268番の1地先から同郡同村大字同字宮原1119番の1地先まで	令和5年12月26日

## ◎群馬県告示第317号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、その関係図面は、告示の日から1月間、群馬県県土整備部道路管理課及び群馬県沼田土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和5年12月26日

群馬県知事 山本 一 太

道路の種類	路線名	区 間	変更の前後別	敷地の幅員 メートル	延 長 メートル
県道	下久屋渋川線	利根郡昭和村大字貝野瀬字滝端397番の1地先から同郡同村大字同字堀ノ内268番の1地先まで	前	6.6～11.5	426.4
			後	8.0～16.0	426.0

## ◎群馬県告示第318号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、その関係図面は、告示の日から1月間、群馬県県土整備部道路管理課及び群馬県沼田土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和5年12月26日

群馬県知事 山本 一 太

道路の種類	路線名	区 間	供用開始の期日
県道	下久屋渋川線	利根郡昭和村大字貝野瀬字滝端397番の1地先から同郡同村大字同字堀ノ内268番の1地先まで	令和5年12月26日

## ◎群馬県告示第319号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、その関係図面は、告示の日から1月間、群馬県県土整備部道路管理課及び群馬県高崎土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和5年12月26日

群馬県知事 山本 一 太

道路の種類	路線名	区 間	供用開始の期日
県道	前橋箕郷線	高崎市足門町字金井沢1307番の11地先から同市同字春名原249番の1地先まで	令和5年12月26日

## ◎群馬県告示第320号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、その関係図面は、告示の日から1月間、群馬県県土整備部道路管理課及び群馬県館林土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和5年12月26日

群馬県知事 山本 一 太

道路の種類	路線名	区 間	供用開始の期日
県道	今泉館林線	邑楽郡明和町上江黒356番地先から同郡同町同358番の1地先まで	令和5年12月26日

## ◎群馬県告示第321号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、その関係図面は、告示の日から1月間、群馬県県土整備部道路管理課及び群馬県館林土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和5年12月26日

群馬県知事 山本 一 太

道路の種類	路線名	区 間	供用開始の期日
県道	麦倉川俣停車場線	邑楽郡明和町上江黒517番の1地先から同郡同町同489番の1地先まで	令和5年12月26日

## ◎群馬県告示第322号

都市再開発法（昭和44年法律第38号）第7条の9第1項の規定により、第一種市街地再開発事業の施行を次のとおり認可した。

令和5年12月26日

群馬県知事 山本 一 太

- 1 施行者の氏名又は名称 関東建設工業ホールディングス株式会社、関東建設工業株式会社及び株式会社グンエイ
- 2 事業施行期間 令和5年12月26日から令和9年12月31日まで
- 3 施行地区 太田市飯田町1384番、1404番1、1404番2及び太田市浜町5番24の全部並びに太田市飯田町1405番、太田市浜町4番6、5番25及び6番16の各一部並びに太田市浜町4番6先道路、4番6先水路、4番6先土揚敷、5番25先道路及び6番16先道路
- 4 第一種市街地再開発事業の名称 太田駅南口第三地区第一種市街地再開発事業
- 5 事務所の所在地 太田市飯田町1547 OTAスクエアビル7階
- 6 施行認可の年月日 令和5年12月18日
- 7 施行者の住所  
関東建設工業ホールディングス株式会社 太田市飯田町1547 OTAスクエアビル7階  
関東建設工業株式会社 太田市飯田町1547 OTAスクエアビル7階  
株式会社グンエイ 太田市飯田町812番地
- 8 事業年度 毎年4月1日から翌年3月31日まで
- 9 公告の方法 事務所の掲示板のほか代表者が適当と認める場所に掲示するものとし、特に必要があるときは、官報に掲載して行う。
- 10 個別利用区内の宅地への権利変換の申出をすることができる期限 個別利用区の定め無し
- 11 権利変換を希望しない旨の申出をすることができる期限 令和6年1月25日

---

### ◎群馬県告示第323号

出納員に対する会計管理者の権限に属する事務の委任の告示(平成19年群馬県告示第170号)の一部を次のように改正し、令和6年1月1日から施行する。

令和5年12月26日

群馬県知事 山本 一 太

6の項(1)ア中「並びに特別法人事業税」を「、特別法人事業税」に改め、「特別法人事業税徴収金」という。)の次に「並びに森林環境税及び森林環境税に係る徴収金(以下「森林環境税徴収金」という。)」を加え、同項(1)オ中「並びに特別法人事業税徴収金」を「、特別法人事業税徴収金並びに森林環境税徴収金」に改め、同項(2)ウ中「及び特別法人事業税徴収金」を「、特別法人事業税徴収金及び森林環境税徴収金」に改め、同項(3)ア中「並びに軽自動車税環境性能割」を「、軽自動車税環境性能割」に改め、「軽自動車税環境性能割徴収金」という。)の次に「並びに森林環境税徴収金」を加え、同項(3)オ中「並びに特別法人事業税徴収金」を「、特別法人事業税徴収金並びに森林環境税徴収金」に改め、同項(4)ア中「軽自動車税環境性能割徴収金」の次に「及び森林環境税徴収金」を加え、同項(5)ウ中「及び軽自動車税環境性能割徴収金」を「、軽自動車税環境性能割徴収金及び森林環境税徴収金」に改める。

---

### ◎群馬県告示第324号

分任出納員に対する出納員の事務の委任の告示(平成19年群馬県告示第171号)の一部を次のように改正し、



令和6年1月1日から施行する。

令和5年12月26日

群馬県知事 山本 一 太

表行政県税事務所又は自動車税事務所の項指揮権者の欄中「収納・総務係長」の次に「若しくは決算管理係長」を加え、同項委任事務の欄1中「特別法人事業税徴収金」という。)の次に「、森林環境税及び森林環境税に係る徴収金(以下「森林環境税徴収金」という。)」を加え、「及び特別法人事業税徴収金」を「、特別法人事業税徴収金及び森林環境税徴収金」に改める。

訓令

群馬県訓令甲第十一号

群馬県処務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和五年十二月二十六日

県庁  
地域機関  
専門機関

群馬県知事 山本 一太

群馬県処務規程の一部を改正する訓令

群馬県処務規程(昭和三十九年群馬県訓令甲第八号)の一部を次のように改正する。  
第三十三条第二項中「勤務時間は、」の下に「人事課長が別に定めるところにより」を加え、「次に掲げる」を削り、各号を削り、同条第三項中「休憩時間は、」の下に「人事課長が別に定めるところにより」を加え、「次に掲げる」を削り、各号を削る。

附則

この訓令は、令和六年一月一日から施行する。

**■ 公 告**

群馬県公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成16年群馬県条例第50号）第6条の規定により、指定管理者を次のとおり指定した。

令和5年12月26日

群馬県知事 山本 一 太

- 1 公の施設の名称及び所在地
  - (1) 名称 群馬県野鳥の森施設
  - (2) 所在地 安中市松井田町横川小根山国有林157林班口1小班ほか地内
- 2 指定管理者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名
  - (1) 名称 安中市
  - (2) 主たる事務所の所在地 安中市安中一丁目23番13号
  - (3) 代表者の氏名 安中市長 岩井均
- 3 指定の期間 令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

群馬県公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成16年群馬県条例第50号）第6条の規定により、指定管理者の指定の期間を次のとおり変更した。

令和5年12月26日

群馬県知事 山本 一 太

- 1 公の施設の名称及び所在地
  - (1) 名称 赤城森林公園及び赤城ふれあいの森
  - (2) 所在地 前橋市柏倉町地内及び富士見町赤城山地内
- 2 指定管理者の名称、主たる事業所の所在地及び代表者の氏名
  - (1) 名称 群馬県森林組合連合会
  - (2) 主たる事務所の所在地 前橋市上大島町182番地20
  - (3) 代表者の氏名 代表理事会長 八木原勇治
- 3 指定の期間
  - 変更前 平成31年4月1日から令和6年3月31日まで
  - 変更後 平成31年4月1日から令和7年3月31日まで

群馬県公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成16年群馬県条例第50号）第6条の規定により、指定管理者を次のとおり指定した。

令和5年12月26日

群馬県知事 山本 一 太

- 1 公の施設の名称及び所在地
  - (1) 名称 21世紀の森

- (2) 所在地 沼田市上発知町地内及び利根郡川場村大字谷地地内
- 2 指定管理者の名称、主たる事業所の所在地及び代表者の氏名
- (1) 名称 利根沼田森林組合
- (2) 主たる事務所の所在地 利根郡川場村大字谷地2054番地4
- (3) 代表者の氏名 代表理事組合長 外山京太郎
- 3 指定の期間 令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

---

群馬県公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成16年群馬県条例第50号）第6条の規定により、指定管理者を次のとおり指定した。

令和5年12月26日

群馬県知事 山本 一 太

- 1 公の施設の名称及び所在地
- (1) 名称 伊香保森林公園及び憩の森
- (2) 所在地 渋川市伊香保町伊香保地内
- 2 指定管理者の名称、主たる事業所の所在地及び代表者の氏名
- (1) 名称 グリーンクラフトマン株式会社
- (2) 主たる事務所の所在地 藤岡市本郷820番地9
- (3) 代表者の氏名 代表取締役 山口雄資
- 3 指定の期間 令和6年4月1日から令和9年3月31日まで

---

群馬県公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成16年群馬県条例第50号）第6条の規定により、指定管理者を次のとおり指定した。

令和5年12月26日

群馬県知事 山本 一 太

- 1 公の施設の名称及び所在地
- (1) 名称 桜山森林公園
- (2) 所在地 藤岡市三波川地内
- 2 指定管理者の名称、主たる事業所の所在地及び代表者の氏名
- (1) 名称 藤岡市
- (2) 主たる事務所の所在地 藤岡市中栗須327番地
- (3) 代表者の氏名 藤岡市長 新井雅博
- 3 指定の期間 令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

---

群馬県公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成16年群馬県条例第50号）第6条の規定

により、指定管理者を次のとおり指定した。

令和5年12月26日

群馬県知事 山本 一 太

- 1 公の施設の名称及び所在地
  - (1) 名称 みかぼ森林公園
  - (2) 所在地 藤岡市上日野地内
- 2 指定管理者の名称、主たる事業所の所在地及び代表者の氏名
  - (1) 名称 グリーントラスト株式会社
  - (2) 主たる事務所の所在地 藤岡市本郷820番地9
  - (3) 代表者の氏名 代表取締役 山口雄資
- 3 指定の期間 令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

群馬県公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成16年群馬県条例第50号）第6条の規定により、指定管理者を次のとおり指定した。

令和5年12月26日

群馬県知事 山本 一 太

- 1 公の施設の名称及び所在地
  - (1) 名称 さくらの里
  - (2) 所在地 甘楽郡下仁田町大字上小坂地内
- 2 指定管理者の名称、主たる事業所の所在地及び代表者の氏名
  - (1) 名称 一般財団法人群馬県森林・緑整備基金
  - (2) 主たる事務所の所在地 北群馬郡榛東村大字新井2935番地
  - (3) 代表者の氏名 理事長 山崎信明
- 3 指定の期間 令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により次のとおり土地改良区役員の退任の届出があったので、同条第18項の規定により公告する。

令和5年12月26日

群馬県知事 山本 一 太

土地改良区名	理事 監事 の 別	区 分	役 員 氏 名	住 所
岡登堰	監 事	退 任	桐生茂男	太田市藪塚町736番地

群馬県公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成16年群馬県条例第50号）第6条の規定により、指定管理者を次のとおり指定した。

令和5年12月26日

群馬県知事 山本 一 太

- 1 公の施設の名称及び所在地
  - (1) 名称 群馬の森
  - (2) 所在地 高崎市綿貫町ほか
- 2 指定管理者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名
  - (1) 名称 群馬の森パートナーズ
  - (2) 主たる事務所の所在地 高崎市倉賀野町4221番地13
  - (3) 代表者の氏名 株式会社アイ・ディー・エー 代表取締役 今井久登
  - (4) 構成者の氏名 グリーンクラフトマン株式会社 代表取締役 山口雄資
- 3 指定の期間 令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

## ■ 選挙管理委員会告示

### ◎群馬県選挙管理委員会告示第165号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により届出のあった政治団体の名称等は、次のとおりである。

令和5年12月26日

群馬県選挙管理委員会委員長 宮 下 智 満

その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

#### (1) 法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地
	公職の種類(第1号)	届出年月日	
滝原綾後援会	滝原綾	滝原綾	伊勢崎市国定町2-2108-15
	衆議院議員	令和5年11月24日	

#### (2) 国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地
	届出年月日		
木部ひでと後援会	木部秀人	木部秀人	前橋市元総社町2-26-33
	令和5年11月1日		
三ツ村由紀後援会	三ツ村由紀	三ツ村佰之	邑楽郡邑楽町狸塚160
	令和5年11月27日		

◎群馬県選挙管理委員会告示第166号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第7条第1項の規定により届出のあった政治団体の異動事項は、次のとおりである。

令和5年12月26日

群馬県選挙管理委員会委員長 宮下智満

政党の支部

政治団体の名称	異動事項	新	旧	異動年月日
社会民主党群馬県連合	代表者の氏名	松本次男	南雲鋭一	令和5年 11月6日

◎群馬県選挙管理委員会告示第167号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第1項の規定により解散の届出のあった政治団体の名称等は、次のとおりである。

令和5年12月26日

群馬県選挙管理委員会委員長 宮下智満

1 政党の支部

政治団体の名称	代表者の氏名	解散年月日
自由民主党群馬県前橋市第十三支部	太古前考俊	令和5年11月29日

2 その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

政治団体の名称	代表者の氏名	解散年月日
大嶋和幸後援会	大嶋和幸	令和5年10月31日

◎群馬県選挙管理委員会告示第168号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第2項の規定により届出のあった資金管理団体の名称等は、次のとおりである。

令和5年12月26日

群馬県選挙管理委員会委員長 宮下智満

資金管理団体の届出をした者（代表者）の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	指定年月日
木部秀人	前橋市議会議員	木部ひとと後援会	前橋市元総社町2-26-33	令和5年 11月1日
三ツ村由紀	邑楽町議会議員	三ツ村由紀後援会	邑楽郡邑楽町狸塚160	令和5年

			11月8日
--	--	--	-------

◎群馬県選挙管理委員会告示第169号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第3項第2号の規定により資金管理団体でなくなった旨の届出のあった資金管理団体の名称等は、次のとおりである。

令和5年12月26日

群馬県選挙管理委員会委員長 宮下智満

資金管理団体の届出をした者の氏名	資金管理団体の名称	資金管理団体でなくなった年月日
大嶋和幸	大嶋和幸後援会	令和5年10月31日

◎群馬県選挙管理委員会告示第170号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項、第75条第1項、第76条第1項、第80条第1項、第81条第1項及び第86条第1項の規定による群馬県における選挙権を有する者の総数の50分の1の数、3分の1の数及び80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数は、それぞれ次のとおりである。

令和5年12月26日

群馬県選挙管理委員会委員長 宮下智満

- 1 群馬県における選挙権を有する者の総数の50分の1の数 31,903
- 2 群馬県における選挙権を有する者の総数の80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数 299,388
- 3 群馬県議会議員の各選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1の数

選挙区名	3分の1の数
北群馬郡	10,097
甘楽郡	6,047
吾妻郡	14,686
利根郡	8,920
佐波郡	9,933
邑楽郡	26,692
前橋市	92,030
高崎市	102,772



桐生市	29,927
伊勢崎市	55,925
太田市	58,953
沼田市	12,793
館林市	20,511
渋川市	21,110
藤岡市・多野郡	18,654
富岡市	13,060
安中市	15,854
みどり市	13,742

## ■ 監査委員公告

### ◎監査公表第16号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項及び第5項の規定により実施した監査の結果を次のとおり公表する。

令和5年12月26日

群馬県監査委員 林 章  
同 石原 栄一  
同 須藤 和臣  
同 伊藤 清

- 1 準拠する基準 本監査は、群馬県監査委員監査基準（令和2年監査委員告示第1号）に準拠して実施した。
- 2 監査の種類 地方自治法第199条第1項及び第5項の規定に基づく随時監査
- 3 監査の対象
  - (1) 監査対象年度 平成30年度会計から令和5年度会計まで
  - (2) 監査対象機関 県庁1機関
- 4 監査の着眼点 県の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理並びに事務の執行が、法令等の趣旨にのっとり適正に行われているか、最少の経費で最大の効果が挙がるよう事務運営がなされているか並びに組織及び運営の合理化に努めているかを主眼に監査を実施した。
- 5 監査の実施内容 直前に通告の上、事務調査日に所管業務について説明を聴取するとともに、関係する文書、帳簿その他の関係書類等の確認を行った。
- 6 監査結果の概要
  - (1) 指摘事項（適正を欠くと認められ、改善を要するもの） 1件
  - (2) 注意事項（軽易な誤りがあり、改善を要するもの） なし
  - (3) 検討事項（事務の効率化等の面から検討を要するもの） なし
- 7 機関別監査結果

監査対象機関 (監査年月日)	監査の結果
畜産課 (令和5年12月18日)	<p>(指摘事項)</p> <p>群馬県馬事公苑の指定管理業務に係る利用料金は、指定管理者が、群馬県馬事公苑の設置及び管理に関する条例(以下「条例」という。)第15条において定められた額の範囲内で知事の承認を受けることとされている。</p> <p>当該機関は、令和元年10月1日から適用される屋外馬場及び屋内馬場の占用利用の区分(9時から17時まで)1回当たりの利用料金について、指定管理者である公益財団法人群馬県馬事公苑から条例に規定する上限額を超えた額で承認願いの提出を受けたが、当該機関も上限額を超えた額で承認を行っていた。</p>

◎監査公表第17号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第7項の規定により実施した財政的援助団体等に係る監査の結果を次のとおり公表する。

令和5年12月26日

群馬県監査委員 林 章  
 同 石原 栄一  
 同 須藤 和臣  
 同 伊藤 清

- 1 準拠する基準 本監査は、群馬県監査委員監査基準(令和2年監査委員告示第1号)に準拠して実施した。
- 2 監査の種類 地方自治法第199条第7項の規定に基づく財政的援助団体等に係る監査
- 3 監査の対象
  - (1) 監査対象年度 令和4年度会計
  - (2) 監査対象団体 1団体
- 4 監査の主眼 財政的援助等に係る出納その他の事務の執行が適正に行われているか等を主眼として監査を実施した。
- 5 監査の実施内容 監査対象機関が作成した監査資料及び関係する資料等に基づき、所管業務について説明を聴取するとともに、関係する文書、帳簿その他の関係書類等の確認を行った。
- 6 監査結果の概要
  - (1) 指摘事項(適正を欠くと認められ、改善を要するもの) 1件
  - (2) 注意事項(軽易な誤りがあり、改善を要するもの) なし
  - (3) 検討事項(事務の効率化等の面から検討を要するもの) なし
- 7 団体別監査結果

監査対象団体	公益財団法人群馬県馬事公苑
監査年月日	令和5年12月18日
監査対象とした 財政的援助等の 内容	<p>農政部</p> <p>(1) 県出<sup>えん</sup>捐金 200,000,000円(県出資比率 100.0%)</p> <p>(2) 公の施設の管理(指定管理)</p> <p>・群馬県馬事公苑 指定管理料 19,436,000円</p>

	(利用料金制)
監査の結果	<p>(指摘事項)</p> <p>群馬県馬事公苑の指定管理業務に係る利用料金は、指定管理者が、群馬県馬事公苑の設置及び管理に関する条例(以下「条例」という。)第15条において定められた額の範囲内で知事の承認を受けることとされている。</p> <p>当該機関は、令和元年10月1日から適用される屋外馬場及び屋内馬場の占用利用の区分(9時から17時まで)1回当たりの利用料金について、条例に規定する上限額を超えた額で県畜産課へ承認願いの提出を行い、承認を受け、同日以降、条例で定める利用料金額を超えて過大に徴収していた。</p>